

別表( ) 中学校教諭一種免許状(英語)取得希望者の単位修得方法(昼間コース)  
平成25年度入学者

免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法・基礎 憲法・基礎	2 2		
体育	2	健康スポーツa 健康スポーツb 健康スポーツc 健康スポーツd 健康スポーツe(水泳) 健康スポーツf(スキー) 健康スポーツg(スキー) 生活と健康		1 1 1 1 1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語 A 英語 B	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に定める必要事項	単位数	授業科目	必修	選択	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育の歴史	2		
	・幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		教育心理	2		
	・教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項		教育制度	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	12	教育課程論	2		
	・各教科の指導法		英語科教育法	2		
	・道徳の指導法		英語科教育法	2		
	・特別活動の指導法		英語科教育法	2		
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		道徳教育	2		
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	特別活動論	1		
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		生徒指導	2		進路指導を含む
教育実習		5	教育相談	2		
			事前・事後指導 教育実習 教育実習	1 2 2		
教職実践演習		2	教職実践演習(中・高)	2		
合単位		31		32		32単位必修

## 教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
英語学	20	言語学概論		2	選択科目から2科目4単位を必修とする。
		英語学概論	2		
		英語学概論	2		
		英語学概論	2		
		英語学		2	
		英語学		2	
英米文学	20	英文学史	2		選択科目から2科目4単位を必修とする。
		英文学史		2	
		英文学概論	2		
		英文学概論		2	
		英文学		2	
		英文学		2	
英語コミュニケーション	20	英作文	2		選択科目から2科目4単位を必修とする。
		英作文		2	
		英語コミュニケーション	2		
		英語コミュニケーション		2	
		英語コミュニケーション		2	
		英語コミュニケーション		2	
異文化理解	20	比較文化	2		選択科目から2科目4単位を必修とする。
		比較文化		2	
		比較文化		2	
		比較文化		2	
要修得単位	20		16	4	

## 教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
教科又は教職に関する科目	「教科に関する科目」 「教職に関する科目」 参照		8	最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」について、併せて <u>8単位以上</u> 修得すること。

備考：

- それぞれ所属する学科の卒業所要単位のほかに、上記単位数を修得しなければならない。ただし、「教職法施行規則第6条の6に基づき本学が開設する科目」(「情報機器概論」を除く)、および「教科に関する科目」の「英語コミュニケーション」、「英語コミュニケーション」、「比較文化」、「比較文化」は、卒業所要単位と併用できる。
- 「教職に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数(31単位)を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
- 「教科に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数(20単位)を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」に含める。
- この表の各科目は別表( )と併用できる。なお、「教職に関する科目」のうち、別表( )～( )において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 特別支援学校(盲学校、聾学校及び養護学校)並びに社会福祉施設等において、「介護等体験」を行わなければならない。